### 改正配偶者暴力防止法の施行に向けた取組状況

### 1. 下位法令等の整備状況

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)が令和6年4月1日に施行する(同法による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)を「改正配偶者暴力防止法」という。)ことを踏まえ、下位法令等を次のとおり整備した。

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令(令和5年政令第 237号)(令和5年7月5日公布)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則(令和5年内閣府 令第59号)(令和5年7月5日公布)
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(令和5年内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号)(令和5年9月8日公布)

## 2. 改正配偶者暴力防止法等の周知広報

次のとおり周知を実施している。

- ・改正配偶者暴力防止法や下位政令等について、都道府県宛て公布通知発出
- ・保護命令制度の改正内容に係るパンフレット作成・配布(HP 掲載含む) 等

## 3. 地域における被害者支援の充実

法定化される地域の協議会(法定協議会)の設置等を通じた関係機関の連携を促進するため、協議会の組織や運営等に係る事例の収集・提供を行うなど、改正配偶者暴力防止法の円滑な施行により地域における被害者支援の充実が図られるよう、各都道府県に対して必要な情報提供等の支援を行う。

# 4. 加害者プログラムの実施推進

国の定める基本方針において、被害者支援の一環としての加害者プログラムの地域における実施を推進することとしたことを踏まえ、今後の普及に向けた課題の把握等を目的とする調査研究事業を実施する。あわせて、地方公共団体の担当者等を対象とする研修を行い、令和5年5月に取りまとめた「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」を含め、加害者プログラムの実施に係る理解の促進を図る。